

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約

(設置)

第1条 西条市、東予市、丹原町及び小松町(以下「4市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(名称)

第2条 この合併協議会の名称は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

(担当事務)

第3条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 4市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条に基づく新市建設計画の作成
- (3) 4市町の合併に必要な調査研究
- (4) 前3号に掲げるもののほか、4市町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、4市町の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、4市町の長の協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 4市町の長及び助役

- (2) 4 市町の議会の議長
 - (3) 4 市町の議会が選出する議員各 1 名
 - (4) 4 市町の長が選出する学識経験を有する者各 3 名
- 2 前項の委員のほか、必要に応じて 4 市町の長が協議により定めた者を委員として加えることができる。
 - 3 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第 8 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長のうちからあらかじめ 4 市町の長が協議して定めた者が会長の職務を代理する。

(会議)

第 9 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき案件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第 11 条 会長は、必要に応じて 4 市町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第 12 条 協議会は、その事務の一部について調査又は審議を行うため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第 13 条 第 3 条各号に掲げる事項について、必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事

会を置く。

- 2 前項に規定する事項について専門的に協議又は調整を行うため、幹事会に専門部会を置く。
- 3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、4市町の長が協議して別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び事務に従事する職員並びに運営その他必要な事項については、4市町の長が協議して定める。

(顧問)

第15条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問の設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第16条 協議会に要する経費は、4市町の長が協議し、4市町がそれぞれ負担する。

(監査)

第17条 協議会の出納は、4市町の識見を有する監査委員のうち、4市町の長が協議して定めた2名に委嘱して監査する。

- 2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、4市町の長が協議して別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第19条 第7条第1項第4号に規定する委員及び第17条第1項により委嘱を受けた監査委員は、報酬を受けることができる。

- 2 会長、副会長及び委員は、費用弁償を受けることができる。
- 3 前2項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 20 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。